

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人赤平市社会福祉協議会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当っては、赤平市、居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 赤平市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 赤平市東大町3丁目4番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理、居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 3名
介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び赤平市からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。
- (3) 事務職員 2名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から翌年1月5日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 利用者に対する介護サービス計画作成のために使用する課題分析方式については、MDS-HC方式等とする。
- (3) 利用者の同意のもと、介護サービス計画を作成する。
- (4) 介護サービス計画の作成において、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業所内会議室において開催する。
- (5) 介護サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- (6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(利用料)

第7条 事業所が提供する居宅介護支援に対する利用料は、次条に規定する実施地域に居住する利用者は無料とする。但し、次条但し書きによる直接居宅介護支援を行った場合は、利用者に対し当該支援に要した交通費相当額を請求することができるものとする。

- 2 前項但し書きによる請求に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該支援に要する費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、赤平市の区域とする。但し、当該地区以外からの利用の申込みがあった場合は、当該利用者の実情を十分勘案し、適当と判断される場合、当事業所が居宅介護支援を行うものとする。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第10条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する当該居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画という。」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第11条** 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施すること。

(秘密保持)

- 第12条** 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条** 事業所は、研修の機会を設けるなど従業者の資質向上に努めるとともに、事業の円滑な実施を図るための業務体制を整備するものとする。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は赤平市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和7年6月1日から施行する。